

厚岸町議会 第4回定例会

令和2年12月10日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、中川議員、12番、中屋議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、10番、大野議員の一般質問を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 おはようございます。先に通告してある通告書に従い、質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策についてであります。

（1）新型コロナウイルス感染拡大によって客足が遠のいている飲食業界にさらなる支援が必要だと思うが、町はどう捉えどう対策するのか。

2点目であります。酪農における災害時の断水対策についてであります。

町営牧場では、災害などで断水になった場合、どのようにして預託牛に給水するのか。

また、大別川、ホマカイ川などから農家が取水する場合、川辺にちょっとした広場が必要と思うが整備できないか。

3点目であります。農道整備についてであります。今は農道という言葉は使わないのですけれども、あえて分かりやすくするために使わせていただきました。

太田片無去間道路のクラックの補修工事を数カ所行っていましたが、今後ずっと終点まで行う計画はあるのか。

以上、3点について質問させていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策について」、（1）の「新型コロナウイルス感染拡大によって客足が遠のいている飲食業界にさらなる支援が必要と思うが、町はどう捉えどう対策するのか」についてであります。これまで町と商工会

は、町内事業社に対して計6回の実態調査を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大による経営状況の把握を行うとともに、4月には町と経済産業団体等で組織する「厚岸町新型コロナウイルス感染症経済対策連絡会議」を設置し、実態調査の結果を基に対策を検討し、必要な支援を行ってまいりました。

飲食店に関する支援では、3月に中小企業者に対して利子及び保証料の全額を補助する緊急資金融資制度を創設したほか、4月には1事業者当たり60万円の給付金を支給する支援、さらには「がんばろう厚岸応援券」交付による事業継続への支援などの対策を講じてまいりました。

このほか、国による持続化給付金や北海道による休業要請に伴う支援金の支給などの経済対策も講じられております。

今般、新型コロナウイルス感染症の「第3波」と言われる感染拡大により収束が見えない状況の中、年末年始を控え忘年会や新年会の予約が入らず、不安を抱く事業者もいらっしゃるのではないかと懸念しております。

今後においても商工会と連携しながら、飲食業を始めとする事業者に対し、新北海道スタイルの実践をお願いするとともに、10月にスタートしました、町の「感染防止対策補助金」を活用していただき、安心して利用できる店づくりに努めていただくよう支援してまいります。

また、今後も実態調査を継続して行い、状況を把握した上で、経済活動の動向を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

続いて、2点目の「酪農における災害時の断水対策について」、(1)の「町営牧場では、災害などで断水になった場合、どのようにして預託牛に給水するのか。また、大別川、ホマカイ川などから農家が取水する場合、川辺にちょっとした広場が必要かと思うが整備できないか」についてであります。はじめに町営牧場では、災害などで断水になった場合、預託牛の飲み水を確保することから、トラクターに牽引式バキュームを装着し、緊急的に近隣を流れる河川や池から水をくみ上げ、牛舎やパドック、放牧地へ運んで預託牛に給水することにしております。

また緊急時に農家が河川から取水する場合については、平成30年のブラックアウトの発生を受け、町と釧路太田農業協同組合、厚岸消防署で検討を重ね、町内の酪農家を7地域に分けて、あらかじめ決められた河川から水をくみ上げるようになっております。

これらの河川を選定する際、現地において関係者からは2箇所について車両の転回場所に余裕がなく広い場所が必要となったため、1箇所については整地を行いました。もう1箇所については最終的な整備の方法について関係者との協議が進んでおりません。

整備にあたっては、工法の決定や土地所有者等との調整が必要となりますが、緊急時の取水に影響がないよう、関係者との協議を進めてまいります。

続いて3点目の「農道整備について」、(1)の「太田片無去間道路の補修工事を数カ所行ったが、今後、終点まで行う計画はあるのか」についてであります。町では全ての路線について日常的な道路パトロールのほか、町民等から道路補修の要望があった場合、現地を確認した上で道路の補修を実施しております。

ご質問にあります「町道太田片無去間道路」は、本年9月に地域からの改善要望があ

り、路面のクラック補修を約2キロメートルにわたり直営で8箇所補修いたしました。

太田片無去間道路は、今回補修した箇所以外にも多数のクラックを確認しておりますことから、継続的に補修を実施していくこととしております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 10番、大野議員。

●大野議員 まず1点目の飲食業界への支援について、再度質問をさせていただきます。

町と商工会は実態調査を計6回していると。4月には60万円の給付金を支給したり、いろいろ講じているわけなのですが、最近、この12月に入ってから毎日のように報道されているとおり、都府県でも飲食業界がやはり悲鳴を上げて、倒産件数が何百件とか報道されているのですけれども、厚岸町もこのままだと例外ではないのかなと思い質問させていただいたのですけれども。

何よりも、やはり、まずみんなの事情を聞く。そして、それに必要な支援策を考えるというのが町の役目ではないかと思っているのですけれども。この年末年始、本当にお店にとっては書き入れどきというか、この時期を一生懸命お金を蓄えて、閑散期にそれを向けていくというのが通常ではないかと思って。ましてや、ここの地区は北海道緊急事態宣言出てませんから、休業要請とかはないのですけれども、やはり、だけど、町民はやはり新型コロナウイルスに感染してはまずいということで、町のほうもやはり自粛を啓蒙啓発していますよね。私どもも、なるべく行かないように。少人数ならいいとは言えども、多分、町職員の方でも多分避けているのではないかと思っているのですけれども。

やはり、実態を知る。本当に経営者の声を生で聞くというか。商工会やっているのだと思うのですけれども。その辺、最近というか、今月に入るといって、11月でいいのですけれども、年末年始に向けての事業者の要望というか、そういうのはちゃんと聞き取っているのでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） ただいまの質問にお答えいたします。

まずもって、実態調査を知ることが重要、当然のことだと我々も考えておりますし、先ほど質問者おっしゃっていただいたとおり、過去6回の実態調査も行ってきましたが、ただし、この年末年始に当たっての状況というのは、まさしく最盛期の書き入れどきでありまして、実体的に大変な状況になっているということは感じられますけれども、個々の業種、飲食業におきましても専門店、ラーメン店があったり焼き肉屋さんがあったり、その他バーとかキャバレー、スナック、いろいろ業種、飲食業の中でも実体的なものが変わってまいります。また、営業時間含めまして、状況が違っております。

そういった中で、毎月商工会のほうにおきましては、飲食業に関連する事業者も含めてですけれども、先ほど町長の1回目の答弁でありましたとおり、町におきまして感染症の防止対策の補助、まずは新北海道スタイルに向けて、店づくりを、安心してお客様

を迎えられるような体制を組んでいきたいということでのそういった周知を含めながら、いろいろと情報を提供させていただいております。

また、この12月になりまして、商工会におきまして、直接、やはり個々のお店のほうに状況をお聞きするという事で、事前にファックス等も送りながら実態をお聞きするような調査をしながら、個々のお店の実態を確認する作業を現在行っている状況にございます。

今、予約が入らない等といったような状況が出てきておりますけれども、やはりこれからますます年明けに向けての新年会を含めての影響が大きく出てくるのではないかと考えますが、今の実態の中でそれぞれのお店が持たれている状況をまず把握させていただき、これについては商工会のほうで実質行っておりますけれども、町としても情報を共有させていただきまして、今後の対策を検討していくと、現在商工会と連携を取っているところでございます。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 今のところの対応というか対策というのは分かりました。

ちょっと1点、感染防止対策補助金、ちょっと詳しく説明をしていただきたいと思いますのですけれども。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 具体的に言いますと、事業所等の改修を行いまして、新事業、例えば今までやっていなかったテイクアウト事業開始するためにカウンター等を設置する、さらには衛生環境を整備するために改修の伴う事業とか、特に、やはり外気等の環境を向上させるための改修といったような事業所の改修に伴う補助金につきましては、3分の2、上限30万円といった中で設定しております。

さらには、衛生設備や備品の導入、これも飛沫防止のための防止パネルとかビニールカーテン、ソーシャルディスタンスを確保します際の導入とか、テーブル、椅子、その他消毒のための設備導入など、これらにつきましては3分の2、10万円以内と。

さらに衛生用品の購入と。例えばゴーグルやフェイスシールドなどの購入等につきまして補助をさせていただき内容になっております。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 この感染防止対策補助金、それこそ感染防止のための店の改築。10月からスタートしたということで、約2カ月間。これ、取りまとめ、商工会がやっているのか、町が直接行っているのか分かりませんが、今のところ申し込みというか、応募というか、既に改修工事を行った店とかはどのくらいあるのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（尾張課長）　まず、事業主体としましては町が実施させていただいております。当然、商工会へのそのような紹介等もありますので、商工会に相談があった場合については連携しながら実施している事業でございます。

現在のところ、10月からスタートさせていただきまして、8件の申請をいただいているところでございます。金額にしては約60万円の補助をさせていただいている状況でございます。

- 議長（堀議員）　大野議員。

- 大野議員　期限がいつまでか、期限があるのかないのか分かりませんが、やはりそういった3分の2、高い補助率なので、本当は全額出してあげてもいいくらいと思うのですけれども、個々ですからそうもいかないのかなと思うのですけれども。やはり、商工会を通じながら、一生懸命連携取っていただいておりますので心配はないのですけれども。やはり、これ早く収束してくれればいいのですけれども、この冬だって多分なかなか収束は見れないのかなと思うので、やはり徹底した周知と活用していただいて、安心・安全な店づくり、まちづくりに向かっていってほしいと思うのですけれども。

先ほど、年明けまでがやはり予約のキャンセル等々で大変厳しい経営状況が続いているということなので、年度末なのか春先、やはり実態に応じた対策というか、給付金というか、何が適切なのか、やはり商工会等々事業者の生の声を聞きながら、本当に倒産するようなことのないよう、やはりしっかりとした対策を講じていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

- 議長（堀議員）　観光商工課長。

- 観光商工課長（尾張課長）　ご質問者おっしゃるとおりだと思います。私ども、この庁舎内に経済対策本部を町長の指示の下、事務局としてこの間いろいろな施策につきまして、各関係機関とも協力いただきながら実施してきているところでございますが、町長のご指示は厚岸町から1件も倒産や事業を廃止するようなことにはならないといった中で、早急な経済対策を講じるようにということで、現在まで進めてきているところでございます。

今後も、本当にますます、これは厚岸だけではなく、日本国中、厳しい状況下の中で、いかにして事業を継続していただいて、さらには雇用を維持していただく、こういった施策につきましては、さらに関係機関と連携を図りながら、それぞれの実態に合わせた中で、できるだけきめ細かな対応ができればと考えております。

まずは実態を、この先の実態をきちんと押さえた中で、それぞれ、公平かつ適切な制度を構築した中で支援をしてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

- 議長（堀議員）　大野議員。

- 大野議員 町長の強い意志というか、意向というかが分かったので、本当にどんな小さなことでも、やはり見逃すことなくしっかりとした対応をしていていただきたいと思います。

次に、2点目に移らせていただきたいと思います。

まず、町営牧場での断水のときの給水対策なのですけれども、町営牧場に有している牽引式のバキュームで牛に水を運んで、飼槽か何かでやるということなのですけれども。夏場で多分2,000頭くらい、冬場でも1,300頭前後の牛が入っているので、機械、多分1台しかありませんよね。僕の知っている限りでは。朝から晩までやっても、これ、水当てるのでしょうか。それしかないから、それ以上できないのですけれども。搾乳牛ではないから死ぬことはないのだろうとは思っているのですけれども。当面はそれでやるしかない。

それと事業計画、3カ年とかでも、何か次にもう少し大きいのをバキュームカー、どっちにしても導入計画があるように伺っているのですけれども、そうすると何とかなるのかな。

あと、受け皿です。給水槽。夏は各放牧地に設置しているのですけれども、冬は牧場の施設内でそれだけ、水槽ありましたか。どうやってやるのかを教えてくださいと思います。

- 議長（堀議員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） まず、今おっしゃられた頭数につきましては、夏季放牧では2,000頭、冬季舎飼いにおいては1,300頭程度ということで、今おっしゃったとおりでございます。

ブラックアウトのときの対応を思い出したときに、確かにトラクターで牽引するバキュームについては、現在1台、町営牧場で保有しております、この場合、夏季放牧の時期ではあったのですが、十分ではないながらも、何度か繰り返し放牧地を回りながら、十分な量は確かにないものの、育成牛の体調に不良を来さない程度の対応ができたということで現場のほうからはお話を聞いているところでございます。

この先のバキュームの導入でございます。当然、この間、さまざまな牧場の施設整備、それと機械導入を進める中では、このような給水対策についても必要性を感じておりますので、今後計画的に導入について検討を進めたいと考えているところでございます。

それと、受け皿の件につきましては、夏季放牧については放牧地に備え付けのものがございますし、今説明させていただいているバキュームでの対応が可能だということ。それと、冬季舎飼いにおいては、大別団地の牧場内のバンガーサイロのところ4箇所、それと少し離れたところに11群というところがあって、そこに1箇所、それと隔離牛舎ができましたので、そちら入れますと全ての箇所で6箇所必要となっております。

ただ、現段階で必要とされる水飲みの受け皿ですけれども、6箇所必要なものに対して、実は4箇所分しかございません。ただ、それを緊急時には使い回しをしながら対応することを原則として、さらにはもしそれで必要な個数が足りない場合について

は、代用されるような容器を想定しておりますし、そのようなことが起こった場合の対策の手順については、牧場内でいろいろと日頃から対策を講じておりますので、このような形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 分かりました。今現在、セタニウシ団地地区の取水している場所、厚岸町の簡水というか、それを使っているわけではなくて、川の縁の何かポンプアップして送っているのですよね、たしか。それで、ブラックアウトのときは、やはり電気が止まってしまったので、そういうバキューム対応したということなのですけども。そこに発電器の設置とかは全く考えていないのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 放牧地の受け皿に水を給水するやり方としては、今おっしゃるように電源が供給されない場合ということも想定されますが、その場合は確かに発電器ということもございますが、さらには、場合によっては給水管のほうの破損ということも考えられますので、発電器というものを全く検討しないということではございませんが、まずは受け皿まで確実にポンプ車で届けるというのが最良の方法かなと現在は考えているところでございます。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 その点については現有施設というか機械力を活用しながら、やはりやっていくしかない。もう1台導入できたら、それはそれとして使う。基本的に、だけどバキュームってふん尿を散布する機械ですから、代用していけるものであるからいいのですけれども、やはり農業の人たちの家畜は財産でありますから、やはりきちんとした対応で、人員も本当に、今は万度にいるのかどうか分かりませんが、少ないながらもやはり余計な仕事になってしまうので、やはりそれ相応の対応をきちんとしていただきたいと思います。

それと、次に農家が河川から取水する場合の広場というか、地盤がよくないので、そんなきちんと整備すれって言っているわけではなくて、やはり全天候型、雨天のときも多分災害起きたりしたら困るので砂利をひいてもらいたいと思っているだけなのですけども。

道道の旧道のところと、それから牧場の堆肥舎があって、そこの横にもつながっている河川、大別川ありますよね。多分、1箇所、そこで3箇所くらいになるのですけれども、やはり一斉に断水になった場合って農家も混み合ってしまうので、1箇所ですぐむと時間がかかるということから、やはり数カ所確保したほうがいいのではないかとということで、町と農協と消防署できちんと確保されているのですけれども。やはりいずれも待機所といいますか、そういうところがないことから、やはり北海道の許可いるの

か、ちょっともう私には分かりませんが、やはり河川敷というか、そういうところにちょっと砂利をひいてくればトラックやトラクター、牽引バキュームが横付けできたりできるなということで要望したいなと思っているのですけれども、どうお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 酪農家の方が、1回目の答弁でもございましたが、7地区に分けて、それぞれの河川からの給水場所を選定したという部分で、実はこの間、この厚岸町、それと釧路太田農業協同組合、厚岸消防署、これらで何度か検討を重ねた際に、現地についても踏査させていただいております。

その際には、今おっしゃられた町営牧場に1番近い道道の河川、それとそこからさらに若松地区に向かうほう、そちらの下流域のほうに1箇所、この2箇所については、転回が難しいという見解で、その他の部分については、現段階では、この検討の中では必要というお話は出ていなかったものですから。

ただ、一方では、今おっしゃられたような地盤が十分ではないところということもございましたので、一旦は簡易な整地はさせていただいたのですけれども、今後については、さらに具体的な、どういう車両がそこでどのような広さが必要なのかも含めて、この後も何度もこの会議を開こうというお話をさせていただいておりますので、その中で、立派な舗装とかというお話にはもちろんなっておりませんが、今おっしゃられたような碎石とか、簡易なもので対応できるのか、それらも含めて今後お話をさせていただきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 中身は分かりました。

釧路太田農協でも先月取水の防災訓練といいますか、ポンプの使い方等々の講習会、ではない、やはり訓練ですよ、いざというときのために農家を集めて、今年で2回目、毎年1回やっているのですけれども、そのときにもこうしたほうがいいよね、ああしたほうがいいよねという意見が出ていますので、やはりいつ起こるか分からない災害ですから、のんきなことは言ってもらえないのですけれども、農協等々協議を重ねて対応してまいりたいということなので、ぜひなるべく早い時期に整備をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきたいと思います。

道路の整備なのですけれども、前にも何回か質問はさせてもらっているのですけれども、なかなか距離も長いし、あれだけのひびとかクラックが入っていると、やはりオーバーレイしかないと言っていたのですけれども、それならなかなか補修が進まないのです、やはり毎年何箇所かでもいいからひび割れているところを埋めていただきたい。それでないと乗用車でもかなり気になる段差というのですか、振動がすごくて、農業機械を引っ張っていくと本当にバウンドしてしまうので、やはりあそこはかなりの農業者

の作業機が通る道路なので、以前から整備を要望しているところなのですけれども、やはり費用がかかる、自前で全部やらなくてはならない、補助金は活用できないということなので、後回しになってしまうのも仕方がないのかなと思っているのですけれども。

やはり農協等々から要望があって、急遽直していただいた2キロメートルの区間。だけれどもまだありますよね。本当に1年に2キロずつやっても何年かかるのか分からないのですけれども。順次、やっていただけるということなので、それしか対応はできないのかなと思うのですけれども、やはり直営でやるにしても何でやるにしても計画性を持って、今年はここまでやれますというような、そういった明確な返答というのはできないのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

今、ご質問者がおっしゃられるように、道路の補修自体はオーバーレイで補修するのが1番状態がよくなると理解はしておりますが、ご承知のようにオーバーレイとなると相当の多額の事業費を要するというので、補修をしながらの維持管理に努めているところでありますが、その上で私も当該道路走行させていただいたのですけれども、やはりかなりのクラックあるのは承知しておりまして、農業機械でも当然振動はかなりのものがあるというのは理解しております。乗用車でもそれなりのやはり振動ありましたので、農業機械だとなおさらかなと理解はしました。

その上で、毎年どの程度進めるかということにつきましては、ほかの路線の補修もありますことから、一概に毎年この分とはちょっと今お答えはできませんが、状態の悪いところから順次補修をしていきたいなと思っています。今回も2メートル、総延長で2メートルで8箇所ということで、大体作業量的には1日でこなしておりますので、ほかの作業も当然入ってきますけれども、それらの行程を調整しながら、可能な限り進めていければと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 大野議員。

●大野議員 今年直していただいた8箇所、大変農家の方々からはうれしいお言葉をいただいております。本当に、除雪で引っかけ、多分何ともないのだと思うのですけれども、やはりよくなった、もっともっとやらないのだろうか年内、と言われたのですけれども、やあ無理ではないかい、予算の都合上、とは言っといたのですけれども、やはりみんな酪農家の願いなので、できるだけ何箇所でも多く、1年で、多分直営で1日でやれたというのですから、次年度も期待していますので、よろしく願いしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） この路線自体が総延長で11キロメートルちょっとあります。そ

うした中では、少しずつでもやれることによって改善ができれば、利用者の方にとっても喜ばしいことであると考えますので、可能な限り前進できるように努力してまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、4番、音喜多議員の一般質問を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 おはようございます。令和2年第4回定例会に当たり、先に提出した質問通告書に従い質問いたします。

1として林業の振興についてお伺いします。

（1）日本製紙釧路工場製紙事業撤退問題についてであります。

当該事業所は釧路市にあります。民間のシンクタンク北海道21世紀総合研究所は100年の歴史のある工場だけに影響は釧路市内にとどまらず、北海道全体に及ぶと報道されています。同じ釧路管内でもある町内の関連事業者も存在し、その受ける影響についてどのように受け止め、把握されているかお伺いします。

2、具体的な影響が判明した場合、救済策に対応し、支援する考えがありますかということであります。

（2）として、木質バイオマスの一層の利用促進に取り組む必要が求められています。

世界各国は脱炭素の方向性をより鮮明にしました。日本政府も2050年までに国内温室効果ガス排出の実質ゼロを宣言しました。2030年度までの目標値を具体的に来年予定されるCOP26までに示すことも求められています。よって国は今後、企業、国民により具体的な行動を求めてくるものと思われます。

そこでアとして、町民に具体的な行動を求める時期が来るものと思われますが、町はどのように受け止めていますか。

イとして、公共施設でペレットボイラーの導入等、木質バイオマスの具体的導入、利用促進を進められませんかということであります。

（3）町民の森造成事業についてであります。

アとして、植樹用地の確保の見通しについて。

イとして、今後の事業計画についてをお伺いし、私からの初めの質問とし、対応をよろしく願いいたして終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「林業の振興について」、（1）の「日本製紙釧路工場製紙事業撤退問題について」のうち、アの「町内の関連事業者に与える影響について、どのように受け止め、把握しているか」についてであります。町内の関連と思われる林業・林産業の事業者等から聞き取りをしたところ、日本製紙釧路工場と取引があり、直接的な影響があ

ると回答した事業者等はありませんでした。

次に、（２）の「木質バイオマスの一層の利用促進に取り組む必要が求められています」のうち、アの「町民に具体的な行動を求める時期が来るものと思われるが、町はどのように受け止めているか」についてであります。これまでに町民に対する国からの具体的な行動についての要請や、施策の情報はありません。

今後、国から具体的な施策が示された場合には、随時、町民の皆様に周知し対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、イの「公共施設でペレットボイラーの導入や、木質バイオマスの利用促進を進められないか」についてであります。現在、導入によるコスト削減効果が大きいと考えられる「厚岸町温水プール」において、木質バイオマスボイラーの導入を検討しているところであります。施設に適したボイラーの選定や、安定的に燃料チップを確保するための手法など、導入に向けた課題も多くあるため、さらに調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、（３）の「町民の森造成事業について」のうち、アの「植樹用地の確保の見通しについて」であります。来年度の植樹予定地は、今年度中止となった場所で、過去に別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会により河畔林植樹事業を実施した場所となります。鹿の食害等により木が生育していない場所で、２カ年にわたっての開催を計画しております。

次に、イの「今後の事業計画について」であります。道内屈指の規模となる、住民及び団体等の参加による地域ぐるみの森づくり事業で、自然環境の保全や森づくりの大切さを知っていただける大変有意義な事業であることから、町内の未立木地等の調査を進め植樹会場を確保し、今後も継続して実施してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） ４番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず１点目の日本製紙との関係についてお尋ねいたします。

町側の回答の中では、日本製紙釧路工場との取引については直接的な影響があると回答した事業所はありませんでした。直接取引ということになると、これまた大きな話ですが、日本製紙との関連する会社との関係は聞き取り調査あるいはそういったことはありませんでしたか。そういった意味での、そういうことでの町内事業者は全く影響ないという思いで回答を受けたところですか。その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

我々、厚岸町内にあります林業・林産業者、８社から聞き取りを行いました。その中では直接に取引はしているところはないという回答でございましたけれども、間接的に取引をされているところがございます。しかし、間接的な影響ですので、今後どのような影響が出てくるか、今の段階では全く分からないというような回答が多かった

です。

このことから、今後の影響につきましては、今後も注視してまいりたいと思っております。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 今言われた、直接はないのかもしれませんが、町内で、やはり同じような、そこへチップを納入しているとか、日本製紙に直接納入はしていないのかもしれませんが。しかし、チップを製造して、それを日本製紙のほうに持って行っているのだろうと思うのですが、そういう影響力を受けている業者が町内にいると。その辺のところのニュアンスはあれだろうけれども、調査の上で分かっているのだろうと思うのですが、そういった点ではどうですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

厚岸町内の事業所におきまして、日本製紙のほうに直接チップを持って行っているという会社はございません。日本製紙以外のところにチップを納品している会社はありますけれども、日本製紙の関連のところに納品しているという事業所はないということで聞き取りしております。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 食い違いというか、私の質問が悪いのかもしれない。例えばチップをつくっているというか、具体的には尾幌にある工場なのですけれども、あそこでもチップをつくって、チップを集めている会社が別にあるのだろうと思うのです。その会社はさらに日本製紙等に納めているのだろうと思うのですが、町内でやはりチップをつくったり、あるいは原木の取引を。日本製紙とは直接ないのかもしれませんが、日本製紙の関連のそういう下請けというのか関連。

実は12月7日に釧路市が発表した釧路管内の他事業者への影響力の報道が出ていますよね。直接というか、そういう関連の速報値として84億円あるいは紙パルプ生産に関して取引のある人、業者、あるいは協力会社、下請け取引、そういった方も9%、115社において。これずっと上から、完全に取りいくと何百社という会社になるくらい、その日本製紙は大きな事業所というか。協力会社あるいは下請け会社、そういった取引でさえも17億2,000万円もあると報道されているわけです。

厚岸の事業者が直接日本製紙に納めるような仕事はしていないかもしれませんが、日本製紙との取引をしている、そういう大手の取引業者というか、そこへ町内の事業者は納めている。その事業者の仕事量は2割から3割、ときには4割が納めているという経営者の方のお話も、私は直接伺ってまいったわけですが。全部が全部でなかったにしても、いずれにしてもそういう関係がある。直接の取引の関係ではなくても。森林

組合だって関連してくると。そのように話、造林の関係では。

そういったことが今、報道されている最中なので、直接的な金額や、あるいは事項、そういう事柄についてはまだ明確にはこれからしてくるだろうと、その業者も言っていました。

切実な話としては、うちに仮に今10人働いていると。家族も含めて40人の養いをしていきますと。それで、3割、4割の影響が出てきたならば、これは大変なことになるなと思っているのですが、そこからやはり1人でも2人でも減らすとか、退職、選別していかなければならないようなことだけはしたくないなという思いで仕事をしていると言っていっちゃいました。

いずれにしても、直接日本製紙との取引はなくても、日本製紙関連会社のそういったところへの働いている人、夏場昆布だけ採って、春と秋、そのときは何々林業に働いている。その何々林業は日本製紙の下請けとの取引もして、そういう仕事をしているという方が厚岸町内に結構あります。特に厚浜木材、丸善木材、そこへ働いている人もいます。その丸善木材もかなりの影響力を受けると伺っています。

そういった点では、もうちょっときめ細かに調べていただきたいと思います。今日、明日、どうのこうのではありませんが。しかし、実際にこれから日本製紙が釧路から製紙部門の部分を撤退していくと、いつの間にか周りに人がいなくなったということになると思います。

そういった意味では、これから、もしそういう過程が出てきた場合は、その部分を町内で補うような策ができないのかというのが私の願いでもあるのですが、そういった点では次の質問の中にあります。そういった具体的な影響が出た場合、町としては目を皿にしてよく注視して対応していただきたいと思いますと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

第1回目の質問に対する再質問に対しまして、担当課長から答弁があったところであります。そのとおりでございます。

そういう中で、具体的に聞き取り調査の結果を見ますと、今尾幌の工場のお話出ましたが、結局下請けの会社であります。ご承知のとおり、釧路市には二つの大きな製紙工場がございます。日本製紙と某製紙会社であります。厚岸の木材会社は、ほとんど片方のほうの取引をいたしておるのが実態でございます。

それから、先ほど尾幌の会社の名前が具体的に出たわけではありますが、例として。実はここは下請けの会社であります。そういう中で、現在は影響は少ないだろうというご返答でございます。なぜかという、実は残念であります。旭川市にも日本製紙の大きな工場があると。多分、そちらのほうへ回るだろうというようなご回答をいただいております。そういう意味において、全く影響がないというわけではありませんが、現段階の聞き取り調査並びに厚岸町における経済の影響、極めて少ないだろうというような感じをいたすわけであります。

しかしながら、今後やはりどういう経済状況になるのか、注視をしていかなければな

らない大きな課題であります。

そういう面において、これは釧路市の問題ではありません。管内または十勝管内の木材業界にとっても大変な問題になっておるわけでごさいます、今後経済の影響がどう出るのか、このことを我々見逃すことなく取り組んでまいりたい、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず 1 点目の日本製紙の関連するとか、そういったことでの影響を受けた場合、受けそうな場合を含めて、ぜひ町側の対応、よろしくお願い申し上げます。

次に、木質バイオマスの一層の利用促進に取り組む関係についてお尋ねします。

既にこのことについては、ぐちゃぐちゃ言う必要はないのかと思います。アメリカの新しく誕生するバイデン氏は2050年までに実質ゼロということ。そして中国は2060年度までにゼロとするということも表明されているようでして、まさしくこの方向に進むのだらうと思います。

そういった中では、管総理大臣も看板政策の中に脱炭素の実現について宣言しております。その中で、国はもちろん、地方自治体、企業、国民にと明確に分担して、その役割を担わなければならないと明確に言っております。そういった意味では、今、何をするかであると思いますが、今までの、町内でも既に取り組んでいるものがありますが、それについて十分だというふうに思われておりますかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今日の大きな環境を中心とする課題になっておるという認識によって、私は持っております。特に国におきましても、2050年までに脱CO₂をゼロにするというような宣言をいたしておるわけでごさいます、実は私も、今まではご指摘がありましたとおり、いろいろな政策をもって環境保全等に努めてきたわけであります。

特に厚岸町は一次産業、すなわち自然産業を中心として発展をしてきた町であります。そのためには、やはり環境保全というのは大事な課題でもあるわけでごさいます、先般のこの議会において、竹田議員から縷々質問があったわけであります。私といたしましては、その点を十分に踏まえながら、町民と共にさらに対応していかなければならない、そのように考えておるわけでごさいます。

そこで今議会側のほうでもいろいろと議論をいたしておるようではありますが、私といたしましては、竹田議員の質問を踏まえて、厚岸もやはり宣言を町民向けにしなければならない、ということは厚岸町が気候変動等の宣言をしてもそれは小さいかもしれない。しかしながら、まず厚岸町だけでもいい、小を積んで大にしたいという気持ちでごさいます、今ご指摘がございましたとおり、今までもやってきたけれども、しかしな

がら、これからもさらに環境保全等、自然も含めて、特に厚岸町も国定公園化に向けて、最善の努力を今させていただいておるわけでございます。そういう時期でもありますので、それをチャンスとして、私は環境問題についてさらに力を注いでいきたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 前段の取り組む姿勢というか、そういう目的については一致します。町長とも。何をするかということになります、具体的に。そのことがやはり大事ではないのかなと。大変だ、大変だと言っているだけではなくて、それをきちんと収めるというか、その大変さを落ち着かせて、自らが取り組むという、そういう何に取り組むか、何をするか、そういったことがもう既に求められているわけであります。

当面、気が付くところでは、ベルトボイラーの導入など、そういったところで、町としても検討しているようですし、またバイオマスの有効利用に向けた検討もされていると思います。このバイオマスの有効利用については検討はどこまで進んでいるのか、その辺について伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

バイオマスの有効利用につきましては、町としましては、導入効果が大きいと思われる温水プール、ここの木質チップボイラーの導入を今検討しているところでございます。

今年も当初は東北のほうへ出張する予定ではありましたが、このコロナ禍でもありまして、さらには昨年三笠市さん、美瑛町さん、上川町さんに、道内においても、この乾燥チップボイラーが導入されたということもありまして、我々その3市町村を視察させてもらっております。

ここの中で分かったことは、厚岸町においても十分このボイラーにつきましては、設置して運用が可能であるということが分かっております。ただ一つ大きな問題がありまして、その材料となるチップをどのように製造していくか。我々見て来たこの3市町村におきましては、近くに、区内に大きなチップ工場がありまして、その中でチップをつくっているというような実態がありました。

厚岸町内におきましては、そういうチップ工場がないものですから、どのようにしてこのチップを今後製造していくか、このチップパー機というものが購入すれば7,000万円ほど、そのような機械でございます。このことをこれからも、例えばレンタルしてそういうものが使えるか、もしくは町として所有をしなければいけないのか、その辺も今後研究をさせていただきたいと思っております。

来年1年間研究をさせていただきながら、今後の計画を、具体的な計画を策定してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 やはり、これからはそういう地道な仕事というのか取組、施策が必要ではないのかなと私も思います。それで今言われているように単独でいいものなのか。厚岸町独自でそういう持っていいものなのか。あるいは隣町との協働でというか、隣町との話し合いの中でそういう利用者を増やすとか。これ、町一つでやるには大変だなというふうな思いはします。

しかし、目的というかそのあれは厚岸町も浜中町も、隣町という、そういう近隣の町村も方向性は同じではないのかなと思っているのですが、その辺の公益的なというか、そういうあれとは考え方は取り入れられないものかどうか。その辺いかがですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃっていますとおり、公益的に工場ができて、その中で燃料となりますチップが製造されれば効率的に使えるものと考えます。その辺の話を町としましても、まだ近隣の市町村と話をしてございません。

今後、そういうことも含めまして、研究をさせていただきたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長にちょっとお伺いします。先ほども言ったように、これからは地球温暖化のためには、脱炭素のためには各自治体も取り組まなければならないわけですよ。そういう意味では、我が町だけではなくて、隣町、近隣皆同じだと思うのです。

そういう意味では、そういう設備的なものを協働でというか、国も力を入れるというわけですから、当然ごみの焼却と同じように、そういう一つのところに大きな生産工場があれば、それを各自治体で消費して行って、そういう脱炭素に貢献していくと。そういう意味では国からも補助は出しやすいと思うような気がするのです。

そういった取組ができないのかなと思うのですが、そういう訴えるというか、お話しする機会、もしあればそういう考え方を述べていただけないかと思うのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） ペレットボイラーのことではありますが、公益というお話もあるわけではありますが、今町で考えておりますのは、厚岸町の公共施設と考えております。というのは、チップを含めて材料等がどの程度供給できるのか。現実にはそれでは公益にして、それだけ材料が集まるのかといえ、なかなか今の現状からいうと不安な点があるわけでございます。

そういう面におきましては、今課長が答弁いたしましたとおり、検討ということになるかと思いますが、やはり公益性についても、できればこれは厚岸町のみならず、せめて釧路管内の自治体に対してそういう方向を持って進んでいただくように、厚岸町としては呼び水にしたい、そのように考えますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 いずれにしても、抱える課題は各自治体同じなので、それに向かってそれぞれの工夫がされると思いますが。これから人口減少でお金の問題も考えれば、やはり効率のいいことを考えていかなければならない、そう思います。いずれにしても、今後町側の力量でもって物事が進められていくわけですが、ぜひ効率のいい方法を考えていただきたいと思います。

3点目の町民の森の造成事業であります。近々の部分については植林の用地は確保できておるようですが、長い目で見た場合、これまだまだ十分あるという、町民の森造成事業は続けることができると見ていいですか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この町民の森造成事業は、今年は中止となったわけですが、昨年まで20年開催しております。今後につきましても、未立木地の調査を進めていながら、我々は継続して行っていきたいと思っております。その結果によりましては、開催の方法が変わることも想定はされますけれども、なるべく今までどおりの形で開催をしていきたいと思っております。

町内には未立木地、そんなにたくさんあるのかという話もございますが、そこは町有地のみならず、例えば構成員の所有している森林等も調査していながら進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ぜひ続けていってほしいなと思います。今回まで20回やってきていると。継続は力なりといいまして、本当にこれがただ単なる未立木地緑に変えるというだけではなくて、目的がだんだん、別な高度なものに進んでいるわけですね。いわゆるそういった意味では非常に効果のある施策だと私も思います。そういう意味ではずっと続けていってほしいなと思います。

今後の事業計画の関係で、いわゆる山ばかりがいいのか。ちょっと疑問に思うのです。例えば町民の皆さんが潤うようなところ、比較的近場。今、本町では今まで山だったところに保育所が建ちます。あそこに避難場所もあります。そして、子野日公園が近い。ああいう一体を町民の皆さんが散策できるような、そういった意味合いの中での植

林はできないものなのか。やはりああいうところには木が似合うというか、そういったところで植林をしてもいいのではないか。

過去には厚岸ウイスキーがあそこに造成地を町が提供した時点では、あそこに一度やりましたよね。やはりあれもきちんと植えて、やはり観光客が来て、ああいうところを見る、そういう潤いの場所というか、休憩の場所というか、そういった緑地帯も必要ではないのかなと。そういう意味では町民の理解いただいて、山ばかりではなくて、自らが潤うような町民の森を造成できないのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、町民の森が始まった経過でありますけれども、初めは漁業者の方の地域ぐるみの活動から始まっております。山に木を植えて、厚岸町の水産物、海産物がおいしくなると、そういう魚つき林の目的で始まっております。このことを考えると、やはり山の未立木地等に木を植えることがこの事業の目的に合っているのではないかと考えております。

例えば、この事業の継続をする場合に、未立木地が全てなくなってしまうといった場合は、今度は育樹祭的なものも考えていけるとは思いますので、そういうことで山の木を守っていくような活動をしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 4 番、音喜多議員。

●音喜多議員 考え方はちょっと余裕がないなというか、もうちょっと町民の皆さんがそういう自ら植える楽しみの中に、そういう余裕もあってしかるべきかなという。ずっとそこをやれということではなくて、何年に1回か、そういうところを造成していくというか、町内に緑地帯的なそういう事業を取り入れてもいいのではないのかなとは思っていたのですけれども。

今の考えではずっと未立木地を植樹していくと。確かに魚つき林というか、そういう漁業者の目的はありました。今の真龍側のお寺の裏から始まって、そして山へと向かっていった経緯があるわけですが、やはりそういった身近なところにも木を植えてという発想は、やはり私はいいと思うのです。

そういう意味では、今言われたように町内、町内というか、意外と市街地にもそういう地帯を設ける町民の広場というか、町民の森というものもあってしかるべきではないのかなと思います。

これからもそのことを機会あればお話ししていきますが、いずれにしても、町内は鹿の食害が多いということは確かであります。どこへ行っても、山でも町内でも。そういった意味では鹿の食害がないような牧柵、これは思い切って予算付けて、毎年やっているのではないのかなと。それほど何百万円もするわけではなくて、今かなり安い物も出てきておりますので、そういった意味では植えた木が一人前になるまで鹿柵をしっかり

と設置する方法をこの際考えていってはいかがかなと思いますがどうでしょうか、その辺は。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） この鹿柵でありますけれども、平成23年度から電気の電気柵を町民の森の開催地のほうでは回しております。その以前の平成22年までの簡易設置につきましては、なかなかこの生育が順調にいつているところが少なかったのですけれども、23年の電気柵を回してからはほぼ順調な生育が見られております。

こちら、全て職員が直営で回しておりますけれども、大体1ヘクタール当たり30万円程度でこの電気柵を整備することができますので、これにつきましては今後においても整備していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第123号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

●生涯学習課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第123号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町松葉1丁目18番地、眞木則子氏でございます。

2、事故の概要であります。令和2年9月25日、午前11時10分頃、厚岸町住の江1丁目1番地「町立厚岸病院」裏駐車場内において生涯学習課職員が、職務上保健福祉総合センターから情報館に帰館しようとしたところ、運転操作を誤り、隣に駐車していた相手方車両に接触し同車両の運転席側前方バンパーと公用車運転席側前方バンパーが破損したものであります。

なお、町の過失割合は、100%であります。

3、損害賠償額であります。金8万861円であります。

安全運転を推進する立場の職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく、反省しているところであります。

幸いにして両者けがはありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていききたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第124号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました、議案第124号「財産の取得について」、提案内容をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、（仮称）湖南地区避難場所内に設置する、防災倉庫であります。

これは、緊急防災・減災事業債を活用し、購入取得するものであります。

町では、湖南地区において、津波などの災害から身を守るための新たな避難場所として、「（仮称）湖南地区避難場所」を整備しております。

この避難場所は、湖南地区の主要な防災拠点として、災害発生時に多くの住民が避難する場所となります。

そのため、一時的に避難生活を送るために必要な防災備蓄品など、各種物品を収納しておくための倉庫が必要となることから、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、防災倉庫、6棟であります。

3の「契約の方法」は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、町内業者5社の参加によるものであります。

4の「取得価格」は、1,452万円であります。

5の「契約の相手方」は、厚岸郡厚岸町真栄1丁目155番地、有限会社サンケイであ

ります。

続いて、取得予定の防災倉庫について、次のページの参考によりご説明いたします。

また、4ページの外観図を併せてご参照願います。

それでは、3ページをご覧願います。

1の「防災倉庫規格概要」につきましては、基本構造は、アルミニウム合金製波パネル構造、全長は、3.95メートル、全幅は2.35メートル、全高は、2.393メートル、重量は、700キログラムであります。

2の「納入期日」につきましては、令和3年3月25日としております。

なお、参考資料として、11月24日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 一つだけ。指名競争入札結果なのですが、落札率100%とあるのですが、こういうことというのはどういう理由なのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 今回の入札に関しましては、配付資料のとおり、執行率、入札率が100%というような状況になっております。

経過といたしましては、この入札を行うに当たりまして、まずは町内の、厚岸町に指名の届け出がある業者、こちらのほうにまずこれらの製品が扱うことができるかできないか、声かけをさせていただいたのが7社でございます。その際、5社が取り扱いが可能であると。同時にその答えをいただくときに、参考見積書のほうの提出を同時に依頼をいたしました。5社が取り扱えます。参考見積もりを提出したのが4社でありました。その際、1番低い参考見積額を出した業者の金額、こちらを今回入札に当たっての予定価格というような設定をさせていただきました。

その後、資料のとおり24日に入札を行いまして、指名をした5社が全て応札した結果、記載のとおり有限会社サンケイが入札となったということで、予定価格につきましては、業者からの見積書と1番安い額、低い額をしたという経過にありまして、特段、特段と言ったら変ですけれども、参考、予定価格を上回ってでの応札ではなかったことから、同額ではありますけれども、このまま落札というような処理をしたというような経過であります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 何か、納入する物に対しての問題はなかったと思うのですが、この100%と

いうのはどうも引っかかるのですが。防災倉庫に対しては、1番低い額で、町として希望していた額だったということで100%ということなのですか。それとも、何かこういう物がある、町としてのこういう物が欲しいというのは別段なかったのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 今回の町側として示した物、今回備蓄倉庫となっておりますけれども、アルミ製の防災倉庫というようなことで指定をいたしました。仕様に当たりまして、アルミ製であることと、それと大きさ、このような大きさの物、かつ備蓄品いろいろ今回、コロナ対応の物や何かもいろいろ買っておりますので、通常の密閉された備蓄倉庫ではなくして、ある程度換気ができる仕組みを今回導入する備蓄倉庫には求めたところであります。

通常の換気というのであれば、空気孔が空いている程度の物なのですが、今回私たちが求めた物につきましては、太陽光パネルでそれによって蓄電された電力によって強制的に換気を行うといったような代物がついている備蓄倉庫というようなことで求めましたので、国内におきましては、ほぼほぼ1社の、一つのメーカーしか取り扱っていないような、ちょっと特殊性のある備蓄倉庫になったということでもあります。

ですから、取り扱っている業者さんはいっぱいあるとは思いますが、製品をつくっているところとしては一つしかないために、参考見積書を業者さんが多分徴収するときの段階で実際の入札になったといったときに、改めてその、これは想定の域ですが、仕入れ先といろいろやっても金額の差異がでなかったのではないのかなど。ですから、参考で最初に業者さんが頑張ってくれた数字を出してくれたものがそのまま入札の際の応札の金額になったのではないかと考えております。

ですから、今回は、多々ある備蓄倉庫、何でもかんでもいいというような今回ことではなくて、ある程度グレードなりを絞ったがために、予定価格と実際応札になった金額というものが同額になってしまったのではないかと私たちは考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第125号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第125号「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が政令第264号として令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和3年1月1日から施行されます。

この改正は、平成30年度税制改正において、個人所得課税の見直しとして、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、その代わりに所得額が算定された後に、その所得額から、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額が10万円に引き上げられ、令和2年分の所得税と、令和3年度分の個人住民税から適用されます。これに伴い、国民健康保険税の軽減判定の所得額が10万円上がることとなり、これまで軽減を受けていた人が受けられなくなる不利益が生じることとなります。このため、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行33万円から43万円に10万円引き上げ、また世帯の給与等所得者が、2人の世帯では20万円、3人の世帯では30万円の所得が増加することとなり基礎控除額相当分として引き上げた10万円を上回ることになるため、算定式の見直しも行い、世帯のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人の数の合計から基準額で引き上げた10万円分に当たる1人を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるとする改正が行われました。

この改正に伴い厚岸町国民健康保険税条例においても同様の改正が必要なため、本定例会に提出するものであります。

改正内容の説明については、別紙、お手元に配付の議案第125号説明資料①「厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表」及び議案第125号説明資料②「改正概要」により説明させていただきますが、参考資料として「関係法令抜粋」も配付しておりますので、参考にしてください。

それでは新旧対照表をご覧ください。

第21条第1号から裏面第3号の改正であります。軽減判定基準の所得額の規定で、第1号は7割軽減の規定、第2号は5割軽減の規定、第3号は2割軽減を規定しております。

改正内容について、図式化したものが説明資料②になります。

説明資料②をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となります。下線部分が改正箇所であります。改正内容は、表中上段の、7割軽減基準額、第21条第1号であります。左側33万円、右側では43万円となり、加えて10万円に給与所得者等の数から1を引いた人数を乗じて得た金額を加えた金額が判定する際の基準額となります。次の表中二つ目、5割軽減基準額、第21条第2号と、三つ目の2割軽減基準額、第21条第3号であります。改正内容は第1号と同様の改正であります。

新旧対照表 2 ページへお戻り願います。

附則第 2 項は公的年金等に係る軽減の判定を行う際の読み替え規定であります。

改正は、所得税法の引用規定が今回の改正により第21条第 1 号に規定されたため、法令番号が当該第 1 号に規定されたことによる削除及び字句の整理と、公的年金等所得者の収入に関して、65歳以上で収入が110万円を超える人の公的年金等の所得に対する所得に対する控除は15万円が加えられるため、収入額を125万円と読み替える規定の追加であります。

議案書に戻り、6 ページをご覧ください。

附則であります。

第 1 項は「施行期日」で、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は「適用区分」で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険税について適用し、令和 2 年度分までの保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第 6、議案第126号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、議案第126号「厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。

この条例は、現在移転改築中の厚岸保育所の名称、位置及び定数を改めるために制定

するもので、名称については、現在のしんりゅう保育所に倣い、児童が分かりやすく、より親しみを持てるように、漢字の「厚岸保育所」をひらがなの「あつけし保育所」に、位置については、「厚岸町梅香2丁目2番地」を移転先の「厚岸町奔渡6丁目268番地」に、定数については、本年度の現児童数と来年度見込まれる児童数が72人であることを踏まえ、「100人」を「75人」にそれぞれ改めようとするものであります。

続いて、条例案の内容を議案書によりご説明いたします。

それでは、議案書7ページをご覧ください。

なお、参考といたしまして、別に配付している新旧対照表を合わせてご覧願います。

第2条の表中、条文中の字句と整合性を取るために「定数」を「定員」に、名称の「厚岸保育所」をひらがなの「あつけし保育所」に、位置の「厚岸町梅香2丁目2番地」を「厚岸町奔渡6丁目268番地」に、定員の「100人」を「75人」に改めるものであります。

次に、附則であります。

第1項は、施行期日でございます。

第2条の表中「定数」を「定員」に改める規定については公布の日から、それ以外の改正規定については、新「あつけし保育所」の開所を来年7月中に予定しておりますが、現時点で日にちが確定できないため、「公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。」として、開所日確定後に、別途施行期日を定める規則を制定し、施行しようとするものであります。

第2項は、準備行為についてであります。

令和3年4月から厚岸保育所に入所する児童の申し込みを来年1月から行う必要があること、また、新「あつけし保育所」の竣工後から開所までの間に、備品の整備等さまざまな準備を行う必要があることから、「前項の施行日前においても、あつけし保育所の設置及び運営に必要な準備行為をすることができる。」とするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため、休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第 7、議案第127号 厚岸町工業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（尾張課長） ただいま条例いただきました、議案第127号「厚岸町工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。

議案書 8 ページをご覧ください。

この条例は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求めない保証の創設、地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるため、一部を除き、令和 2 年10月 1 日から施行された「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」において、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の一部が改正されたことにより、いわゆる条ずれが生じたことから、「厚岸町工業等振興条例」において引用している条番号と省令の題名を改正するため制定するものであります。

続いて、条例案の内容を別に配付の議案第127号説明資料新旧対照表によりご説明いたします。

第 2 条第 1 号イにおける改正は、引用している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の条番号を法改正後の条番号に合わせるため、「第17条」を「第18条」に、「第24条」を「第25条」に改めるものであります。

第 3 条第 1 項第 2 号における改正は、引用している省令の題名を法改正により生じた条ずれによって改正された題名に合わせるため、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改めるものであります。

なお、いずれの改正も、規定の内容に変更を生じさせるものではありません。

議案書 8 ページにお戻りください。

次に附則について、「この条令は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第128号 厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

- 選挙管理委員会事務局長（石塚課長） ただいま条例いただきました、議案第128号「厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日から施行され、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で選挙に係る費用を無料とすることができる選挙公営の対象が、市と同様のものに拡大されることとなりました。

厚岸町においても、この法改正の趣旨に鑑み、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、町議会議員選挙及び町長選挙に係る「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、「選挙運動用ポスターの作成」に要する費用について、国政選挙における公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定に準じて、一定の金額の範囲内で選挙に係る費用を無料とするため、これらの費用について公費で負担することができるよう本条例を制定するものであります。

それでは議案に沿ってご説明させていただきますが、参考資料①の「関係法令の抜粋」、同じく参考資料②の「厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規定（案）」を配付しておりますので、併せてご参照ください。

第1条は、この条例の「趣旨」であります。

この条例は、公職選挙法の規定に基づき、厚岸町の議会議員及び長の選挙における

「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」に要する費用の公費負担に関し必要な事項を定めるとするものであります。

第2条は、「選挙運動用自動車の使用の公費負担」であります。

厚岸町の議会議員及び長の選挙における候補者が、それぞれ立候補の届出があった日から当該選挙期日の前日までの5日間または無投票となった場合においては告示日の1日間における「選挙運動用自動車」の使用に係る公費負担について、公職選挙法施行令第109条の4に規定される金額に準じて1日当たり「6万4,500円」に、それぞれの日数に乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるとするもので、ただし書きで、当該候補者に係る供託物が町に帰属されない場合に限るとしております。

10ページ。

第3条は、「選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出」であります。

第2条の規定により選挙運動用自動車の使用の適用を受けようとする候補者は、道路運送法に規定される「一般乗用旅客自動車運送事業者」または「その他の者」と有償契約を締結し、別に定める手続により、厚岸町選挙管理委員会に届け出なければならないとするものであります。

第4条は、「選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続」であります。

第3条の規定による届出をした候補者が、その選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結した相手先に支払うべき金額のうち、契約の区分に応じて定める金額を上限として、当該候補者の供託物が町に帰属されない場合に限り、町が当該業者等に支払うとするもので、第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者と契約した場合、「自動車の借入」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」を併せた契約、いわゆる「ハイヤー契約」による場合に支払う額は、当該候補者が指定する1日1台の選挙運動用自動車に限り、1日6万4,500円を上限とし、当該選挙運動で使用された日数の合計額とするものであります。

第2号は、ハイヤー契約によらない場合、いわゆる「個別契約方式」として「選挙運動用自動車の借り入れ契約」、「燃料の供給に関する契約」及び「運転手の雇用に関する契約」をする場合についてで、同号アの「選挙運動用自動車の借り入れ契約」の場合は当該候補者が指定する1日1台の選挙用自動車に限り、1日1万5,800円を上限とし、当該選挙運動で使用された日数の合計額とするものであります。

10ページ下段から11ページ。

同号イの「燃料の供給に関する契約」の場合は、一候補者1日につき、「7,560円」に当該選挙運動における日数の合計額とするものであります。

同号ウの「運転手の雇用に関する契約」の場合は、その勤務1日に対して支払うべき金額の上限を「1万2,500円」とし、当該選挙運動で雇用された日数の合計額とするものであります。

なお、これらの上限額につきましては、いずれの契約による場合も国政選挙における公職選挙法施行令の規定に準じた額としております。

第5条は、「選挙運動用自動車の使用の契約の指定」であります。

選挙運動用自動車の使用に関し、第4条第1号に規定する「ハイヤー契約」及び第2

号に規定する「個別契約方式」による契約について、双方の契約を締結している場合は、当該候補者が指定するいずれかの契約のみを適用とするものであります。

第6条は、「選挙運動用ビラの作成の公費負担」であります。

厚岸町の議会議員及び長の選挙における候補者が、選挙運動用ビラを作成する場合において、第8条に規定する1枚当たり7円51銭を上限に、公職選挙法第142条第1項第7号に定める限度枚数、町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができるとするもので、第2条ただし書きと同様、当該候補者に係る供託物が町に帰属されない場合に限るとしております。

第7条は、「選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出」であります。

第6条の規定の適用を受けようとする候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結し、別に定める手続により、厚岸町選挙管理委員会に届け出なければならないとするものであります。

11ページ下段から12ページ。

第8条は、「選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続」であります。

第7条の規定による届出をした候補者が、選挙運動用ビラの作成に関し、有償契約を締結した相手先に支払うべき金額のうち、公職選挙法施行令第109条の8において読み替えて準用する同令第109条の7第2項第1号に規定される金額に準じて1枚当たり7円51銭を上限に、町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚の範囲内で、当該候補者の供託物が町に帰属されない場合に限り、町が当該業者等に支払うとするものであります。

第9条は、「選挙運動用ポスターの作成の公費負担」であります。

厚岸町の議会議員及び長の選挙における候補者が、選挙運動用ポスターを作成する場合において、第11条に規定する1枚当たりの作成単価1,500円を上限に、「厚岸町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」第2条の規定により設置されるポスター掲示場の設置数「84箇所」に、当該選挙運動用ポスターの破損分等を考慮して、1.1を乗じて得た数の10枚未満の端数を切り上げた数「100枚」を乗じて得た額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができるとするもので、第2条ただし書きと同様、当該候補者に係る供託物が町に帰属されない場合に限るとしております。

第10条は、「選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出」であります。

第9条の規定の適用を受けようとする候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結し、別に定める手続により、厚岸町選挙管理委員会に届け出なければならないとするものであります。

12ページ下段から13ページ。

第11条は、「選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続」であります。

第10条の規定による届出をした候補者が、選挙運動用ポスターの作成に関し、有償契約を締結した相手先に支払うべき金額のうち、公職選挙法施行令第101条の4第2項第1号イの規定の範囲内で、1枚当たりの作成単価「525円6銭」に、「厚岸町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」第2条の規定により設置されるポスター掲示場の設置数「84箇所」を乗じて得た額に、企画料、スチール撮影

料、デザイン料として「8万1,850円」を加えた数を、当該ポスター掲示場の設置数「84箇所」で除して得た額「1,500円」を1枚当たりの上限に、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定の範囲内で、かつ、他の地方公共団体における条例制定の状況を踏まえ、厚岸町の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場数「84箇所」に、当該選挙運動用ポスターの破損分等を考慮して、1.1を乗じて得た数の10枚未満の端数を切り上げた数「100枚」の範囲内で、当該候補者の供託物が町に帰属されない場合に限り、町が当該事業者等に支払うとするものであります。

なお、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の考え方につきましては、公職選挙法施行令の規定を準用して算出した場合、1枚当たりの作成単価が実勢価格と比較し大きく上回ることから、印刷業を営む者から参考見積を徴収した上で、町独自の単価として設定するものであります。

第12条は、「委任」であります。

この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるとするものであります。

なお、本条例に規定する各種契約締結等の届出に関する手続については、「厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」において定めることとしております。

附則であります。

附則第1項は、この条例の施行日で、この条例は「公職選挙法の一部を改正する法律」の施行日である令和2年12月12日から施行するとするものであります。

附則第2項は、適用区分で、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 今、聞いていたのですけれども、ちょっと分からないのでお伺いをさせていただきます。これは、選挙用のビラ、それから街宣車というのですか、それからポスター、この分を明示していると思ったのです。それから運転手ですか。運転手の報酬、それから運動員の報酬なんかはどうなのでしょう。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局長。

●選挙管理委員会事務局長（石塚課長） 先ほど、提案理由でご説明させていただきました、いわゆるタクシー契約の場合については全て、ハイヤー契約ですね、申し訳ありません。ハイヤー契約の場合については全て、車両の借り上げ、燃料代、運転手全部含まれますので、その中に入りますが、個別契約の場合は車両の借り上げ、レンタカー代になりますけれども、そのほかに燃料代、それから運転手の報酬が対象となります。金額

については先ほど申し上げたとおりでございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 それは分かったのだ。だから、うぐいすとか運動員の関係とかはどうなのですか、それらはどういう扱いになるのですか。報酬関係はどうなのですかと。

●議長（堀議員） 選挙管理委員会事務局長。

●選挙管理委員会事務局長（石塚課長） 申し訳ありません。通常の運動員に関しては選挙公営の対象にはなっておりません。

●議長（堀議員） 他に質疑ございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和2年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時20分休憩

午後 4 時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、会議録署名議員の追加を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番、竹田議員を追加指名いたします。

本会議を休憩いたします。

午後 4 時31分休憩

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第 9、議案第114号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算、議案第115号 令和 2 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第116号 令和 2 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第117号 令和 2 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第118号 令和 2 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第119号 令和 2 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第120号 令和 2 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第121号 令和 2 年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第122号 令和 2 年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 9 件を再び一括議題といたします。

本 9 件の審査については、令和 2 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めたいところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

- 委員長（大野委員長） 令和 2 年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第114号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算ほか 8 件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第114号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 令和 2 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 日程第10、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第11、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

時期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

したがいまして、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和2年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後5時35分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 2 年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員